

小田原市教育委員会協議会会議録

1 日時 平成19年5月28日(月)午後7時30分～午後7時41分

場所 小田原市役所 602会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田浩子

2番委員 青木秀夫 (教育長)

3番委員 桑原妙子

4番委員 安藤實英 (教育委員長)

5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 和田豊

教育政策課長 曾我勉

学校教育課長 佐宗修二

教職員担当課長 柳下正祐

課長補佐・学事担当主査事務取扱 栢沼一郎

課長補佐兼指導主事・指導担当主査事務取扱 長澤貴

(事務局)

教育政策課課長補佐・教育政策担当主査事務取扱 杉山博之

教育政策課主査 望月啓一郎

4 議事

(1) 報告事項

① 教職員の不祥事について (2件) (学校教育課)

② 職員の不祥事に対する損害賠償の和解について (学校教育課)

5 議事の概要

(1) 報告事項

① 教職員の不祥事について（2件）

（学校教育課）

教職員担当課長…報告事項「教職員の不祥事について」を御報告させていただきます。

1件目は、前回の委員会で報告いたしました、4月3日、市内中学校教諭による公然わいせつについてでございます。4月26日に神奈川県教育委員会より停職6月という処分が下されました。なお、同教諭は、同日辞職をいたしました。

2件目は、市内小学校教諭の件でございます。平成18年度にクラブ活動や補修授業の際に、女子児童に対して脇腹や耳をくすぐるなどの行為を繰り返したものでございます。この件につきましては、4月26日に神奈川県教育委員会より戒告という処分が下されました。セクハラには当たらず、児童に対する不適切な行為と言う判断でございました。同教諭につきましては、現在教育委員会で研修中でございます。研修の結果を見て、今後の対応を決定していきたいと考えております。

以上で報告を終わりにさせていただきます。

（質疑・応答）

横田委員…生徒の保護者から請願書のようなものが提出されたということでしたが、県教委には届けられたのでしょうか。

教職員担当課長…届けられましたが、本人の辞職ということになりました。

教育長…請願書は、処分決定前に届いておりましたので、考慮の上の処分決定であったととらえています。処分決定後の請願者の動きは特にございませんでした。

委員長…教職員の方々は、社会的な影響の大きさを考えて行動していただければと思います。

（その他質疑・応答なし）

② 職員の不祥事に対する損害賠償の和解について

（学校教育課）

教職員担当課長…報告事項「職員の不祥事に対する損害賠償の和解について」を御報告させていただきます。資料をご覧ください。平成15年3月に起きた市内中学校教諭の体罰に関する件でございます。

平成18年2月に元生徒(原告)の保護者から警察に告訴状が提出されました。同年3月に、元生徒(原告)の保護者から小田原市長宛てに調停の申し出がございました。4月6月と2回の損害賠償調停が行われましたが、不調となりました。その後10月と12月、3月と3回の裁判が行われました。このような経緯を経て、平成19年4月27日に、被告である小田原市と同教諭が原告に対しまして、損害賠償金として総額80万円、市が20万、同教諭が60万円を支払うことで和解が成立いたしました。この和解につきましては、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、去る5月18日に開催されました小田原市議会5月臨時会におきまして、資料のとおり報告させていただきました。

以上で報告を終わりにさせていただきます。

教 育 長…市議会でも質問がありましたが、このような裁判事例は本市では初めてでした。全国的にはこれまでも起こっており、あってほしくはありませんが、本市でもこれからは増えていくかもしれません。

(質疑・応答)

委 員 長…今後、こうしたアメリカ型の訴訟社会になっていくのでしょうか。また、当事者の受け止め方や主観が関係してくる事例もあり、難しい問題だと思います。

(その他質疑・応答なし・協議会を終了)